

旭川市建築行政地図情報システム利用規約

第1条 本規約の目的及び適用範囲

- 1 本規約は、ユーザー（本規約に同意の上、システムのユーザー登録を行った者）が、旭川市（以下「本市」という。）が提供する建築行政地図情報システム（以下「システム」という。）を利用するに当たり、ユーザーが従うべき利用の条件を定めるものである。
- 2 ユーザーは、システムを利用するに当たり、本規約に同意するものとする。
- 3 本市は、本規約の内容をユーザーの事前の承諾なくいつでも変更することができる。この場合、本市は変更後の本規約をウェブサイト上で速やかに公表するものとする。変更後の本規約の効力は、本市が本規約の変更をウェブサイト上で公表した時点から発生するものとする。

第2条 登録情報の変更

- 1 ユーザーは、登録した情報について変更があったときは、ユーザー本人が遅滞なく登録内容の変更を行わなければならない。

第3条 ログイン情報の管理

- 1 ユーザーは、自己の責任において、ユーザー登録を行ったメールアドレスとログインパスワード（以下「ログイン情報」という。）を適切に管理するものとする。
- 2 ユーザーは、ログイン情報をユーザーのみが利用するものとし、第三者に貸与、譲渡してはならない。
- 3 ユーザーのログイン情報を利用してなされた行為については、現実にユーザー自身の行為であるか否かを問わず、ユーザーの行為とみなすものとし、それによってユーザーまたは第三者に生じた損害について、本市は一切責任を負わない。
- 4 ユーザーは、ログイン情報が第三者に使用されている疑いがある場合には、直ちに本市にその旨を連絡するとともに、本市の指示がある場合にはそれに従うものとする。

第4条 複数アカウントの禁止

- 1 システムでは、同一人物による複数アカウントの作成及び使用をしてはならない。

第5条 利用の制限及び登録の抹消

- 1 本市は、ユーザー登録を行った者が次の各号のいずれかに該当する場合には、ユーザー登録者に通知のうえ、システムの利用を制限することができる。
 - (1) ユーザー登録者が実在しない場合
 - (2) ユーザー登録者が過去にシステムの利用を制限された者である場合
 - (3) ユーザー登録情報に虚偽がある場合
 - (4) その他本市が不相当と判断する場合
- 2 ユーザーが次の各号のいずれかに該当したときには、本市はユーザーに対して事前の通知なく、システムの利用登録を抹消することができるものとする。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) ユーザー登録情報に虚偽の事実を記載したことが判明した場合
 - (3) システムを違法または公序良俗に反する態様で利用した場合
 - (4) その他、システムの利用を適当でないと本市が判断した場合

第6条 サービス

- 1 本市は、ユーザーに対し、本規約に定めるところに従いシステムを提供する。
- 2 本市は、ユーザーの事前の承諾を得ることなく、システムにより提供されるサービスの内容を変更することができるものとする。

第7条 利用履歴の記録

- 1 システムの利用に当たり、その履歴はユーザー毎に電磁的に記録される。

第8条 禁止事項

- 1 ユーザーは、システムを利用するに当たり、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
 - (1) システムを正当な利用目的以外の目的で利用すること
 - (2) 本市または第三者の著作権、意匠権等の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれがある行為
 - (3) 第三者の権利・利益を損害し、そのおそれがある行為
 - (4) 公序良俗に反する行為
 - (5) 法令に違反し、または違反するおそれのある行為
 - (6) 本規約に違反する行為

(7) その他、本市が不相当と判断する行為

2 ユーザーはシステムを利用した建築計画概要の閲覧にあたり、次の各号のいずれかに該当する閲覧をしてはならない。

(1) 営利目的の閲覧

(2) 目的不明の閲覧

(3) 建築物を特定しない大量閲覧

(4) その他、閲覧の趣旨（周辺住民の協力のもと、違反建築物の建築を未然に防止し、無確認・違反建築物の売買を防止し、善意の買主を保護する事。）を逸脱していると本市が判断した閲覧

第9条 免責事項

1 本市は、システムの利用により、ユーザーに発生した損害等について一切の責任を負わないものとする。

2 ユーザーが、システムを利用することにより、第三者に対し損害を与えた場合、ユーザーは自己の費用と責任においてこれを賠償するものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

3 本市はシステムにより閲覧される情報を証明するものではなく、ユーザーはこれを承諾のうえシステムを利用するものとする。

第10条 附則

1 令和6年4月1日 制定